

福島県発注工事における品質確保と最低制限価格等の補正について

平成23年9月27日

入札監理課

1 工事の品質確保

- 工事の品質確保を図るため、応札にあたっては工事内容を十分検討し所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で入札してください。
- 下請契約をする場合は合理的な元請・下請関係を確立し品質管理に努めてください。なお、今年度の下半期には一部工事についての下請状況実地調査を行う予定にしております。

2 最低制限価格等の補正実施

- 最低制限価格は工事の品質確保を図ることを目的に設けていますが、土木部の標準積算基準の改定にあわせて最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の補正を行います。従来の水準や傾向（[別紙](#)）に変更が生じない範囲での補正となります。
- 平成23年10月1日以降に起工（工事実施を決定）する工事の入札から対象になります。
- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表です。